

1 競売の内容について

対象物件	宅地 1 筆及び木造居宅 1 棟		
入札期間	平成 31 年 2 月 5 日 午前 8 時 30 分から 平成 31 年 2 月 12 日 午後 5 時 00 分まで		
開札期日	平成 31 年 2 月 14 日 午前 10 時 00 分		
売却決定期日	平成 31 年 2 月 21 日 午前 10 時 00 分		
売却基準価格	1,240,000 円	買受可能価格	992,000 円
結果	入札あり	売却(落札)価格	1,051,129 円

2 住宅新築資金等の滞納について

- (1) 貸付区分 住宅新築資金貸付金
- (2) 滞納期別 平成 13 年 9 月期から平成 16 年 3 月期まで
※抵当権設定日 平成 30 年 6 月
- (3) 滞納額 715,275 円(平成 30 年 7 月(競売申立日)時点)

3 経過

- (1) 借受人 A が昭和 54 年 3 月、住宅新築資金 500 万円(年利 2%)を旧赤碕町より借り受けた。
- (2) 平成 6 年に借受人 A 死亡。福岡県在住の息子 X が不動産の相続人兼債務者となる。
- (3) X は平成 29 年 11 月に生活保護対象となったため、平成 30 年 4 月に職員 2 名が X の福岡県の自宅へ訪問し、琴浦町に現在空き家になっている家屋及びその土地について抵当権(担保)設定をし、その後競売にかける事を承諾してもらった。
- (4) 平成 30 年 7 月に競売申立てを行い、平成 31 年 2 月 1,051,129 円で落札された。

4 歳入について

抵当権設定日以前に賦課された固定資産税等の滞納が多くあるため、落札金額のうち予納金及び申立手数料は全額配当され戻ってくるが、それ以外は琴浦町の税に配当される見込み。

5 今後の方針

配当金額等が確定次第、X 及び X の住所地の福祉事務所に報告を行う。改めて生活状況の聞き取り、必要があれば財産の調査を行ったうえで、債権放棄の議案を上程したいと考えている。

なお、保証人は存命だが、現在 80 代中頃、病気も患われているため 1 日部屋で過ごすような状態であり、その方の年金収入では住新の返済は困難であると判断している。